

いじめ・不登校のない学校をめざして
～学校が大好き！ 自分が大好き！ 友だちが大好き！～
「一人一人の存在感がある学級づくり」

I はじめに

いじめは、どの集団の中でも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえます。すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消に向け、学校全体で組織的に対応していきます。

II 組 織

○いじめ不登校対策委員会

…校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ不登校対策委員、学年担当、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、SC、SSWR、学習指導員など

III 未然防止のための手だて

1 子どもや学級の様子を知るために

○ 教職員の気づきが基本

子どもたちと場を共にしながら、同じ目線で物事を考え、笑い、涙し、叱ることなどを大切にします。

○ 実態把握の方法

教育相談アンケートや学級集団アセスメント（通称：Q-U）などを実施して、悩みの早期発見と早期解決に努めます。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

○ 子どもたちのまなざしと信頼

教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努めます。

○ 心の通い合う教職員の協力協働体制

教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について気軽に話ができる職場の雰囲気大切にします。

○ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを大切にします。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

○ 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させます。

○ 道徳教育の充実

他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、「しない」、「許さない」という人間性豊かな心を育てます。

○ 体験教育の充実

自己と向き合い、他者、社会、自然とのかかわりを意識できる体験を取り入れます。

4 保護者や地域の方への働きかけ

HP、学校・学年だより等による広報活動を行います。また、必要に応じて保護者会や保護者研修会の開催を計画・運営します。

IV 早期発見のための手だて

1 教職員のいじめに気づく力を高めるために

○ 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を行います。

○ 子どもたちを共感的に理解する

共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めます。

2 いじめ発見のきっかけ

○ 教職員の情報共有

教職員の情報共有を大切にし、早期発見に努めます。

○ 教育相談アンケートと教育相談

学期に1回、「教育相談アンケート」を実施し、その内容を踏まえ、全生徒と教育相談を行います。

○ いじめアンケート

12月に「いじめアンケート」を実施し、事実の把握だけでなく、生徒の心理面についても把握します。

3 いじめの態様

その行為が犯罪行為（恐喝、暴行など）として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとります。

4 知っておくこと

- いじめは大人の見えないところで行われている
客観的に状況を把握しにくい形態で行われていることを認識し、その指導にあたります。
- いじめられている本人からの訴えは少ない
「親に心配をかけたくない」、「自分はダメな人間だ」などといった心理が働くことを理解します。

5 心がけること

- 日々の観察～子どもがいるところには、教職員がいる～
休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。
- 観察の視点～集団を見る視点が必要～
担任は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているかを常に把握するようにします。
- 教育相談～気軽に相談できる雰囲気づくり～
日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくるようにします。

6 相談しやすい環境づくりを進めるために

- 本人からの訴え…心身の安全を保障する・事実関係や気持ちを傾聴します。
- 周りからの訴え…他から目の届かない場所や時間を確保し、真摯に受け止めます。
- 保護者からの訴え…即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築きます。

V 早期対応のための手だて

1 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行います。あわせて、ただちに学級担任などに連絡し、管理職に報告します。いじめ対策委員会（縮小いじめ対策委員会）にて、いじめであることを認定する。

2 いじめが起きた場合の対応

- いじめられた子どもに対して
事実確認とともに、共感することで心の安定を図ります。発見した日のうちに家庭訪問等で保護者と面談し、判明した事実関係を伝えます。
- いじめた子どもに対して
いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導します。早急に保護者と面談します。
- 周りの子どもたちに対して
当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- 継続した指導
いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的にを行います。

3 重大事態への対応

- 重大事態が起きた場合
直ちに教育委員会に報告します。また、瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会の指示・指導をうけながら、早期解決に努めます。

VI ネット上のいじめへの対応するために

1 未然防止のために

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。
- 保護者会で伝えたいこと
子どもたちのパソコンや携帯電話等の使い方については、家庭においてルールづくりを行うことを伝えます。
 - 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント
インターネットの特殊性を繰り返し知らせます。

2 早期発見・早期対応のために

- 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組みます。

VII その他

毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出します。また、年間7回ほど、いじめ不登校推進委員会を設け、各学年の現状報告やアンケートの検討、今後の取り組みなど話し合います。